

○ 教育担当者がしなければならないこと

「事業所内の業務従事者への教育」

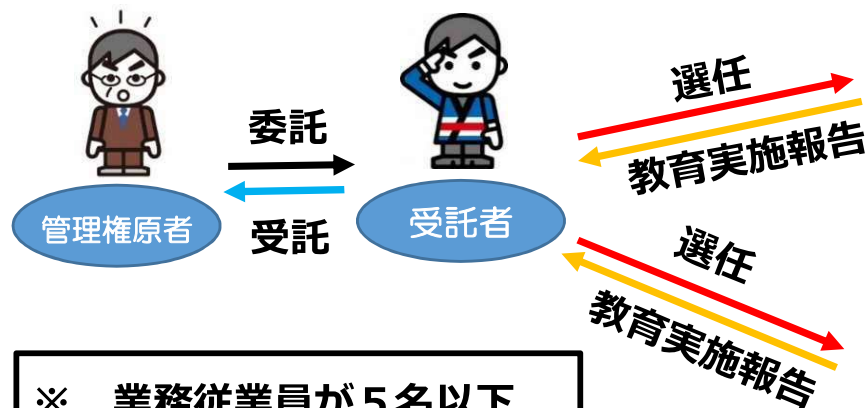
防火・防災管理業務の従事者への教育実施

(要綱第19条第1項第4号・第2項、要綱第20条)

防火・防災管理業務に従事する者に対して教育担当者が行う教育は、**基本教育**及び**実務教育**に区分するものとし、**毎年**当該区分における基準に従って実施するものとする。

※ 条例：札幌市火災予防条例 要綱：札幌市火災予防事務処理要綱

**事業所が実施する
消防訓練とは違います！**



※ 業務従業員が5名以下なら、他の場所の教育担当者の兼任が可能。

